

○中部地方整備局告示第百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

中部地方整備局長 茅野 牧夫

第1 起業者の名称 東京電力株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線大仁線・広小路線保全事業（静岡県駿東郡清水町長沢地内）

第3 起業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 静岡県駿東郡清水町長沢字南久保田、字中台及び字上台地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県沼津市大岡字向御堂地内の沼津変電所から同県伊豆の国市宗光寺字一本松地内の特別高圧送電線田方線N o. 73 鉄塔までの亘長14.07kmの区間である特別高圧送電線大仁線（以下「大仁線」という。）及び大仁線に併架する静岡県沼津市大岡字向御堂地内の特別高圧送電線沼津線N o. 15 鉄塔から同県三島市広小路町地内の広小路変電所までの亘長4.94kmの区間である特別高圧送電線広小路線（以下「広小路線」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線大仁線・広小路線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得を完了した区間を除く、静岡県駿東郡清水町長沢字南久保田地内のN o. 6 鉄塔から同町長沢字上台地内のN o. 7 鉄塔までの亘長253mの区間を申請起業地とする事業である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、電気事業法第3条第1項の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、66kVの特別高圧送電線で電力を供給している大仁線及び広小路線の既存送電線を保全する事業である。

大仁線は、田方変電所（静岡県伊豆の国市田京字池ノ平地内）を電源とし、沼津市の一部、三島市、伊豆の国市及び田方郡函南町地域並びに特別高圧需要者2軒へ電力を供給している。

広小路線は、駿東変電所（静岡県沼津市大岡字子ノ神地内）を電源とし、三島市の一部、駿東郡清水町及び同郡長泉町地域並びに特別高圧需要者5軒へ電力を供給している。

なお、大仁線は、田方変電所で電源事故が発生した場合には、沼津変電所から接続する駿東変電所を電源として電力供給を行うことができる。

大仁線及び広小路線を撤去することとなれば、駿東変電所のみを電源とする広小路線の供給地域への電力供給が不可能になるとともに、大仁線の供給地域においても、田方変電所側で事故が発生した場合、駿東変電所を電源とすることができなくなり、電力供給が不可能となる。

本件事業の施行により、大仁線及び広小路線の供給エリアに対して引き続き安定した電力供給をすることができることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、大仁線及び広小路線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設のための工事等は行われない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で電磁界及び送電線により発生する風音について調査を実施しており、その結果によると、環境に及ぼす影響はないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

本件事業が果たしている電力の円滑な供給を確保するための手法として本件事業のルートについては、既存ルート案（以下「申請案」という）のほか、本送電線を

北側へ移設するルート案及び本送電線を南側へ移設するルート案の3案で検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、他の2案とも鉄塔を新設するための工事等が新たに必要となること、また、送電線の停止が必要となることから、極めて不経済であり適切な手法とはいえない。

よって、地域の自然環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると、本件区間の施設をそのまま使用する本件事業のルートが最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、大仁線及び広小路線は、供給エリアへの安定した電力供給を継続して行うために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があることから、本件事業の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は起業者が所有する鉄塔敷地を除き、全て送電線下地であり、これを使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県駿東郡清水町役場